

会社法第 794 条第 1 項に基づく開示書面

2025 年 2 月 17 日

株式会社メドレー

2025年2月17日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メドレー
代表取締役社長 瀧口 浩平

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社オフショア（住所：神戸市中央区雲井通四丁目2番2号マークラー神戸ビル6F。以下「オフショア」といいます。）及び株式会社グッピーズ（住所：東京都港区六本木六丁目10番1号。以下「グッピーズ」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、2025年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）とする吸収合併を行うに際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に従い、以下の事項を開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

(1) 当社とオフショアとの間の吸収合併について

当社を吸収合併存続会社、オフショアを吸収合併消滅会社とする吸収合併に際し、オフショアの株主に対して当社の株式その他の対価の交付及び割当てを行いませんが、当社はオフショアの発行済株式の全部を保有していることから、当社がオフショアの株主に対し、当社の株式その他の対価の交付及び割当てを行わないことは相当であると考えます。

(2) 当社とグッピーズとの間の吸収合併について

当社を吸収合併存続会社、グッピーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併に際し、グッピーズの株主に対して当社の株式その他の対価の交付及び割当てを行いませんが、当社はグッピーズの発行済株式の全部を保有していることから、当社がグッピーズの株主に対し、当社の株式その他の対価の交付及び割当てを行わないことは相当であると考えます。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

(1) 当社とオフショアとの間の吸収合併について

該当事項はありません。

(2) 当社とグッピーズとの間の吸収合併について

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

a. オフショアについて

オフショア最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

b. グッピーズについて

グッピーズ最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

a. オフショアについて

該当事項はありません。

b. グッピーズについて

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の

効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

a. オフショアについて

該当事項はありません。

b. グッピーズについて

グッピーズは、2025年2月14日付で、2025年3月31日を効力発生日とし、株式会社 FiNC Technologies を吸収分割承継会社、グッピーズを吸収分割会社として、グッピーズの健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」提供事業に関して有する権利義務を株式会社 FiNC Technologies に承継させる吸収分割契約を締結しております。

5. 存続会社の最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）（会社法施行規則第191条第5号イ）

a. 株式会社 ASFON TRUST NETWORK の株式の取得（子会社化）

当社は、2024年11月15日に、永森太郎氏との間で、株式会社 ASFON TRUST NETWORK（以下「ASFON TRUST NETWORK」といいます。）の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025年1月6日に、当該株式を取得しております。これにより、ASFON TRUST NETWORK は当社の完全子会社となっております。当該株式の取得の詳細については、2024年11月14日付「株式会社 ASFON TRUST NETWORK の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

b. 株式会社メディパスの株式の譲渡（連結子会社の異動）

当社は、2024年11月20日に、株式会社メディパスホールディングスとの間で、株式会社メディパス（以下「メディパス」といいます。）の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025年1月6日に、当該株式を譲渡しております。これにより、メディパスは、当社の連結子会社から除外されております。

す。当該連結子会社の異動の詳細については、2024年11月20日付「連結子会社の異動（株式譲渡）のお知らせ」をご参照ください。

- c. アクシスルートホールディングス株式会社の子会社化及び簡易株式交換による完全子会社化並びにアルフレッサとの業務資本提携契約の締結

当社は、アクシスルートホールディングス株式会社（以下「アクシスルートホールディングス」といいます。）の発行済株式の76.7%を2025年1月31日に取得しております。

また、当社は、当社及びアルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」といいます。）のみが普通株式を保有することとなる併合比率により株式併合を実施した上で、2025年4月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、アクシスルートホールディングスを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを予定しております。さらに、当社は、2025年1月23日に、2025年4月30日を効力発生日として、アルフレッサとの間で業務資本提携契約を締結しております。当該株式取得、株式交換及び業務資本提携契約の詳細につきましては、2025年1月23日付「アクシスルートホールディングス株式会社の株式取得（子会社化）及び簡易株式交換による完全子会社化並びにアルフレッサ株式会社との業務資本提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

- d. 自己株式取得

当社は、2025年2月14日付で、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、2025年2月14日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、現在のところ、本効力発生日以後における当社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

さらに、本効力発生日以後の当社の財務及び損益の状況については、当社の負担すべき

債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上より、本効力発生日以後における当社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上



合併契約書

株式会社メドレー（以下「甲」という。）、株式会社オフショア（以下「乙」という。）及び株式会社グッピーズ（以下「丙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「乙合併」という。）を行う。
2. 甲及び丙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「丙合併」という。また、乙合併及び丙合併を総称して「本合併」という。）を行う。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

甲、乙及び丙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社メドレー
住所：東京都港区六本木六丁目10番1号
- (2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社オフショア
住所：神戸市中央区雲井通四丁目2番2号マークラー神戸ビル6F
- (3) 丙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社グッピーズ
住所：東京都港区六本木六丁目10番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

第6条に定める本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）時点において、甲は、乙及び丙の発行済株式のすべてを所有しているため、甲は、本合併に際して、乙及び丙の株主に対し、その有する乙又は丙の株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙合併及び丙合併のいずれによっても甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（株主総会決議）

1. 甲は、乙合併及び丙合併のいずれについても、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議により、本契約の承認を受ける。
2. 乙は、乙合併について、また、丙は丙合併について、会社法第784条第1項の規定に基づき、乙又は丙の株主総会の決議による本契約の承認を受けることなく、それぞれ乙合併及び丙合併を行う。

第6条（効力発生日）

1. 乙合併及び丙合併の効力発生日は、いずれも2025年4月1日とする。
2. 甲及び乙は乙合併について、また、甲及び丙は丙合併について、それぞれ手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、協議の上、乙合併については甲及び乙の合意により、また、丙合併については甲及び丙の合意により効力発生日を変更することができる。

第7条（権利義務の承継）

1. 乙は、一切の資産及び負債並びに権利義務（乙の従業員との雇用関係及びそれらに付随する権利義務を含む。）を、効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。
2. 丙は、一切の資産及び負債並びに権利義務（丙の従業員との雇用関係及びそれらに付随する権利義務を含む。）を、効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

1. 本契約締結日以後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、乙合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他乙合併の目的の達成が困難となった場合は、協議をし、甲及び乙が合意の上で、乙合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本契約締結日以後効力発生日に至るまでの間において、甲又は丙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、丙合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他丙合併の目的の達成が困難となった場合は、協議をし、甲及び丙が合意の上で、丙合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、甲が原本を、乙及び丙がそれぞれその写しを保有する。

2025年2月14日

甲：

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メドレー
代表取締役 瀧口 浩平



代表印

乙：

神戸市中央区雲井通四丁目2番2号マークラー神戸ビル6F
株式会社オフショア
代表取締役 山本 大輔



代表印

丙：

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社グッピーズ
代表取締役 石崎 洋輔



代表印

2024年3月期（第4期）計算書類等

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

株式会社オフショア

第4期 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(事業の状況)

当事業年度におけるわが国経済は、所得環境の改善やインバウンド需要の回復等により、景気は穏やかな回復基調にあります。一方で、ウクライナ及び中東情勢や円安の進行の影響による物価上昇、また金融政策の影響により依然として先行き不透明感は継続しております。

このような経営環境下、当社の主要顧客である産科・婦人科のクリニック及び病院につきましては、上期は受注が低調となったものの、下期においては積極的なIT化投資が見受けられ受注が堅調に推移しました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は1,040百万円、営業利益は277百万円、経常利益は155百万円となり、法人税等87百万円を差し引いた当事業年度の当期純利益は68百万円となりました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	期 別	第2期 (2021年10月～2022年3月)	第3期 (2022年4月～2023年3月)	第4期 当事業年度
売上高	(百万円)	444	978	1,040
経常利益	(百万円)	44	122	155
当期純利益	(百万円)	12	39	68
総資産	(百万円)	2,631	2,587	2,564
純資産	(百万円)	1,395	1,435	1,503

(注) 1. 監査法人による監査を受けておりません。

2. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 対処すべき課題

1. 技術社員の採用強化

医療機関向けパッケージシステムの製造・販売を行っている当社において、優秀な技術社員、及び人数の確保が事業活動に大きく影響します。

引き続き、採用広報媒体の積極的な活用や人材紹介会社との密な連携のもと、採用力を強化してまいります。

2. 営業人員の増強

当社の主要顧客である産科・婦人科のクリニック及び病院につきましては、出生率の減少傾向は否めず、設備投資に慎重になりつつも、一方で業務プロセスのIT化が遅れており、経営環境改善の観点からの参入余地は十分にあると考えております。

適時適切なタイミングで顧客ニーズをキャッチアップし、競合他社に先んじてアプローチを行うため、営業人員の積極的な採用を進めてまいります。

3.@link のクラウド化の推進

当社主力製品である@link は、医療機関内にサーバーを設置するオンプレミス型で提供をしていますが、BCP 対策により院内にサーバーを設置できない医療機関の存在、また競合他社においてもクラウド化の潮流が進んでおります。

@link につきましても、@link の強みを最大限に活かしたクラウド型製品の開発を推進し、引き続き競合他社に対する競争優位を確保してまいります。

(4)主要な事業内容

当社は、医療システムの製造・販売を中心とした事業を行っております。

(5)設備投資の状況

当事業年度において重要な設備投資は行っておりません。

(6)資金調達の状況

該当事項はありません。

(7)重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はナイン・ステーツ・4 投資事業有限責任組合であり、同社は当社の株式 1,223,050 株(持株比率 91.2%)を保有しております。

②子会社の状況

該当事項はありません。

(8)従業員の状況

従業員数
50 名

(注) 嘱託・契約社員・日給社員およびパート勤務者は除いております。

(9)主要な借入先の状況

借入先	借入額 (千円)
株式会社福岡銀行	915,200

(10)その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 1,000 万株

(2)発行済株式の総数 134 万 50 株

(3)株主数 4 名

(4)株主

株主名	持株数	持株比率
ナイン・ステーツ・4 投資事業有限責任組合	1,223,050 株	91.2%
FFG ベンチャー投資事業有限責任組合第 2 号	50,000 株	3.7%
來女木 剛	33,500 株	2.5%
古瀬 康博	33,500 株	2.5%

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3.会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
山本 大輔	代表取締役	-
岸本 義友	取締役	-
玖村 賢太郎	取締役	株式会社福岡キャピタルパートナーズ 部長
内田 正人	取締役	株式会社内田・アンド・パートナーズ 代表取締役
勝野 誠	取締役	株式会社福岡キャピタルパートナーズ マネージャー
高橋 美幸	監査役	株式会社福岡キャピタルパートナーズ シニアマネージャー

(注) 1. 取締役のうち、玖村賢太郎氏、内田正人氏、勝野誠氏の各氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

2. 監査役高橋美幸氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数、比率について切捨てして表示しております。

貸借対照表

2024年3月31日 現在

株式会社オフショア

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	695,871,200	【流動負債】	145,868,379
現金・預金	432,786,382	買掛金	32,914,062
売掛金	238,850,363	未払金	11,343,628
貸倒引当金	-1,432,176	未払法人税等	46,204,100
商品	19,379,249	未払消費税	17,766,000
前払費用	6,287,382	未払費用	8,631,748
【固定資産】	1,868,722,594	預り金	6,873,841
【有形固定資産】	14,129,420	賞与引当金	22,135,000
建物	597,871	【固定負債】	915,200,000
建物附属設備	9,112,585	長期借入金	915,200,000
工具器具備品	4,418,964	負債の部合計	1,061,068,379
【無形固定資産】	1,827,861,716	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	55,409	【株主資本】	1,503,525,415
のれん	1,827,806,307	資本金	25,000,000
【投資その他の資産】	26,731,458	資本剰余金	1,315,050,000
敷金	15,955,360	資本準備金	670,000,000
保険積立金	10,776,098	その他資本剰余金	645,050,000
		利益剰余金	163,475,415
		その他利益剰余金	163,475,415
		繰越利益剰余金	163,475,415
		純資産の部合計	1,503,525,415
資産の部合計	2,564,593,794	負債及び純資産合計	2,564,593,794

損 益 計 算 書

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

株式会社オフショア

(単位: 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	1,040,858,729	
売 上 高 合 計		1,040,858,729
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	10,442,186	
仕 入 高	232,497,137	
外 注 費	73,900,077	
合 計	316,839,400	
期首商品・製品棚卸高	19,379,249	
売 上 原 価		297,460,151
売上総利益金額		743,398,578
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		465,722,697
営業利益金額		277,675,881
【営業外収益】		
受 取 利 息	4,357	
雑 収 入	2,848,907	
営業外収益合計		2,853,264
【営業外費用】		
支 払 利 息	15,469,011	
の れ ん 償 却	109,668,372	
営業外費用合計		125,137,383
経常利益金額		155,391,762
税引前当期純利益金額		155,391,762
法 人 税 等		87,049,964
当期純利益金額		68,341,798

株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

株式会社オフショア

(単位: 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		25,000,000
	当期末残高		25,000,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	当期首残高		670,000,000
	当期末残高		670,000,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高		645,050,000
	当期末残高		645,050,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高		1,315,050,000
	当期末残高		1,315,050,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		95,133,617
	当期変動額	当期純利益金額	68,341,798
	当期末残高		163,475,415
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		95,133,617
	当期変動額		68,341,798
	当期末残高		163,475,415
株 主 資 本 合 計	当期首残高		1,435,183,617
	当期変動額		68,341,798
	当期末残高		1,503,525,415
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		1,435,183,617
	当期変動額		68,341,798
	当期末残高		1,503,525,415

注 記 表

株式会社オフショア

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期末株式数 1,340,050 株

当期増加株式数

当期減少株式数

当期末株式数 1,340,050 株

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,121 円 99 銭

一株当たり当期純利益金額 51 円 00 銭

監査報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第4期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。なお、当会社の監査役は、定款第33条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年6月3日

株式会社オフショア

監査役 高橋 美幸



事業報告

自2023年9月 1日

至2024年8月31日

1. 会社の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、個人消費は持ち直しの動きが続き、経済活動活性化への動きがみられた一方で、海外景気の下振れリスクや世界的な金融資本市場の変動の影響、資源価格の高騰や為替変動による物価の上昇等、先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中においても、当社の注力市場である医療・介護・福祉分野におきましては、依然として人手不足が大きな課題になっており厚生労働省が発表した2024年度8月の有効求人倍率は、医療業界が2.39倍と全職業合計の有効求人倍率1.23倍を大きく上回っております。

当社では医療・介護・福祉分野の医療従事者の不足や偏在、また、介護事業者・介護従事者の不足を解消するため、医療提供機関、医療従事者の良きパートナーとなり、人材サービスをベースにした経営サポートを行う等、新たなサービスの開発にも取り組んでまいりました。

また、2024年4月26日付けで当社が株式会社メドレー（以下「親会社」という。）の子会社となった後は、組織の見直し、親会社からの出向者の受け入れ及び同社への出向者の送り出し、親会社とのコーポレート機能の統合等により、経営の効率化にも取り組んでまいりました。なお、当社は、親会社による当社の完全子会社化を目的として実施された公開買付け及び株式併合を含む一連の取引により、2024年5月27日をもって上場を廃止しております。

この結果、売上高は2,884,246千円（前期比20.4%増）、営業利益は759,385千円（前期比16.2%増）、経常利益は765,076千円（前期比17.5%増）となり、当期純利

益は473,248千円（前期比12.1%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

1. 情報管理体制の強化

当社は、個人情報保有しており、また顧客企業の機密情報を取り扱うこともあるため、情報管理が重要な課題であると認識しております。今後につきましても社内規程の厳格な運用、役職員に対する定期的な社内教育の実施等、親会社の基準に準じたセキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

2. システム開発投資の拡大

当社の人材サービス事業において事業領域を拡張し経営基盤の安定化を図るとともに、市場が成長過程にあるヘルスケア分野において自治体向けのサービスの充実を進めるために、各種システム対応の強化や追加のサービスの開発が必要であると考えており、それに伴うリソースの確保が重要な課題であると認識しております。ここについては、親会社による当社の子会社化に伴い、親会社のリソースやナレッジを活用するとともに、採用活動の強化等によりリソースを確保し、更なる開発の強化に取り組んでまいります。

3. GUPPYの更なる認知度向上と集客の強化

当社が成長を維持するためには、利用者には選ばれるサービスであり続けることが重要であると認識しております。その中で、特に人材サービス事業における歯科業界以外の業界や、ヘルスケア事業については、当社サービスが市場に浸透していないことを課題として認識しております。そのため、サービスの向上に加え積極的に親会社とのマーケティング組織の連携を含めた広告投資の強化や、営業人員の増強を推進することで、GUPPYの更なる認知度向上と集客の強化に取り組んでまいります。

4. 提供価値の伸長

当社の人材サービス事業は売上の約9割を歯科業界に依存しております。歯科業界については既に全国の歯科医院の約33%にご利用いただいておりますので、歯科業界に対する事業展開を進めていくことが更なる売上の伸長につながると認識しております。今後は既存の人材サービス事業を一層充実させ、より多くの価値を顧客に提供することを目指してまいります。また、閲覧課金の人材サービスに特化することで、歯科以外の領域での成長の準備を行ってまいります。

5. 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の継続的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。採用組織を含めた人事組織を親会社と一体化することで、優秀な人材を更に採用していくとともに、社内における教育体制の強化に取り組んでまいります。

6. 内部管理体制の整備

当社の更なる成長のためには、業務の効率化及び事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も事業上のリスクを適時・適切に把握・分析した上で、上場会社の子会社として、社内諸規程や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2024年5月29日付で非公開会社に移行（以下「非公開会社化」という。）しております。非公開会社化以前の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令順守の姿勢を明確にするため、代表取締役直轄のリスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議並びに管理統括を行う。

「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする。

内部監査人は、コンプライアンスの状況等を監査する。これらの活動は、定期的を取締役会及び監査役に報告する。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「コンプライアンス規程」で規定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「取締役会規程」の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役の執行に係る取締役会の議事録を作成し、「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、「職務権限稟議基準表」に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、「情報セキュリティに関する基本方針」に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適

切な利用を防止する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

原則として、部課員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役または取締役へ報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、「リスク管理規程」等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理本部が担当し、「情報セキュリティに関する基本方針」を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び「取締役会規程」等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的に業務を執行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議のうえ、職員を配置するものとする。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期にまたは必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力等との面談ガイドライン」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

10. その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

また、当社は、非公開会社化に伴い、親会社の内部統制システムに関する基本方針及び財務報告に係る内部統制基本規程をもとに、内部統制システムに関する基本方針及び財務報告に係る内部統制基本規程を新たに制定しております。非公開会社化以後の当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社に適用されるコンプライアンスに関する規程を定め、当社の取締役及び使用人に対してコンプライアンス体制に関する周知・教育活動を行う。
- 2 当社に適用される内部通報制度を通じ、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- 3 コンプライアンスに関する規程に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社の取締役及び使用人に対して周知する。
- 4 当社の取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為についてはコンプライアンスに関する規程及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、文書管理に関する規程に従い、当社の取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 親会社が定めるリスク管理に関する規程の内容及び趣旨を踏まえ、当社の経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するためリスク管理に関する規程を整備し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、網羅的に当社内において把握されたリスク事項に対して、影響、発生可能性に鑑み、親会社と共同して、重要性に応じたリスク管理を行う。
- 2 当社内における情報共有及び親会社を含めた定期的な協議等を行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、リスク管理に関する規程に基づき、親会社と共同して、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
- 3 リスクマネジメント活動における意思決定は、リスク管理に関する規程に基づき実施するほか、親会社においても行うことを委嘱するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社内においては、職務権限に関する規程及び業務分掌に関する規程に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- 2 当社の取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査による体制の把握、検証を行う。

5. その他当社を含む企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 親会社の内部監査担当部署から定期的に内部監査を受け、同部署との連携を図る。
- 2 当社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類を親会社の管理担当部署に提出の上、報告・協議を行う。

6. 取締役が2名以上の場合において、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

重要事項については、取締役全員の協議を経た上、決定するものとする。

7. 取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制

社内規程に従い、基準日の株主名簿に記載の株主に対して、その届け出られた住所その他の宛先に、文書等を送付するものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について継続的かつ適切に評価・報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行について

非公開会社化以前においては、「取締役会規程」や社内規程に基づき、取締役会が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。取締役会においては、各議案においての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

非公開会社化以後においては、部長以上の役職員及び一部の従業員で構成される定例会議を開催し、当社の経営に関する議題についての十分な審議や各部署の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、親会社が開催する、執行役員以上の役職員で構成される経営会議に、当社から代表取締役社長が参加し、親会社と共同で経営に関する審議を行っております。

なお、当社は、「職務権限規程」及び「職務権限表」に基づき業務上の判断を行い、職務の執行の迅速性及び効率性を高める体制を整備し運用しております。

2. 監査役の職務の執行について

非公開会社化以前は、監査役が、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会、重要な会議への出席や、代表取締役、取締役、監査法人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。なお、当社は、非公開会社化に伴い監査役を廃止しております。

3. 損失の危険の管理に関する体制について

当社は、企業価値の増大、安定的な成長及び健全な企業運営持続的な成長を確保するために寄与することを目的として「リスク管理規程」を定め、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施し、リスクの防止及び会社損失の最小化に努めています。

4. コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンスに関する規程を定め、取締役及び従業員全員がコンプライアンスの担い手として、当社行動指針に則りコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、これらの者がコンプライアンスを実践するにあたり、遵守すべき法令や社内規程に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化、理念の徹底を図っております。法令や社内規程等に違反する行為、またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、内部通報窓口を設定しており、社内外の報告・通報・相談を受け付けております。同時に、顧客や求職者情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、個人情報保護に関する規程を定め、プライバシーマークやI SMS (ISO/IEC27001:2013/JISQ27001:2014)を取得しております。

また、反社会的勢力排除のための取引先審査体制の整備や外部機関との連携により取引遮断を図るとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しております。

5. その他業務の適正を確保するための体制について

当社は、内部監査に関する規程に基づき、非公開会社化以前は社内に設置した内部監査人により、非公開化後は親会社の内部監査担当部署により、内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示しております。

6. 適正な財務報告

当社は、財務報告の正確性と信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき財務報告を適正に実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第24期 事業報告の附属明細書

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細書)

該当事項はありません。

計 算 書 類

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
【流動資産】	3,262,799	【流動負債】	752,921
現金及び預金	2,930,394	1年以内返済予定の長期借入金	20,000
売掛金	314,208	リース債務	1,088
貯蔵品	4,823	未払金	146,695
前渡金	682	未払費用	47,176
前払費用	12,670	未払法人税等	86,483
その他	1,412	契約負債	290,128
貸倒引当金	△1,392	預り金	16,742
【固定資産】	185,867	褒賞費用引当金	33,447
【有形固定資産】	53,815	賞与引当金	12,793
建物附属設備	60,940	資産除去債務	28,220
工具、器具及び備品	28,601	その他	70,144
リース資産	6,500	【固定負債】	80,328
減価償却累計額	△42,226	長期借入金	65,000
【無形固定資産】	3,529	リース債務	2,534
ソフトウェア	3,477	健康ポイント引当金	12,794
その他	52	負債合計	833,250
【投資その他の資産】	128,523	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	440	【株主資本】	2,615,417
繰延税金資産	89,064	【資本金】	473,990
その他	39,458	【資本剰余金】	443,990
貸倒引当金	△440	資本準備金	443,990
		【利益剰余金】	1,697,435
		【その他利益剰余金】	1,697,435
		繰越利益剰余金	1,697,435
		純資産合計	2,615,417
資産合計	3,448,667	負債・純資産合計	3,448,667

損益計算書

(自 2023年9月1日
至 2024年8月31日)

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	
【売上高】		2,884,246
【売上原価】		
売上原価	180,081	180,081
売上総利益		2,704,164
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費	1,944,779	1,944,779
営業利益		759,385
【営業外収益】		
受取利息	319	
受取出向料	4,010	
違約金収入	2,000	
雑収入	658	6,988
【営業外費用】		
支払利息	874	
固定資産除却損	52	
リース解約損	369	1,296
経常利益		765,076
【特別損失】		
減損損失	86,586	
賃貸借契約解約損	4,882	91,468
税引前当期純利益		673,608
法人税、住民税及び事業税	212,997	
法人税等調整額	△12,637	200,359
当期純利益		473,248

株主資本等変動計算書

（ 自 2023年9月1日
至 2024年8月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	428,290	398,290	-	398,290
当期変動額				
新株の発行	45,700	45,700		45,700
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
自己株式の消却			△534	△534
資本剰余金から 利益剰余金への 振替			533	533
当期変動額合計	45,700	45,700	-	45,700
当期末残高	473,990	443,990	-	443,990

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,224,720	1,224,720	△67	2,051,233	2,051,233
当期変動額					
新株の発行				91,400	91,400
当期純利益	473,248	473,248		473,248	473,248
自己株式の取得			△1,320	△1,320	△1,320
自己株式の処分			853	854	854
自己株式の消却			534	-	-
資本剰余金から利益剰余金への振替	△533	△533		-	-
当期変動額合計	472,715	472,715	67	564,183	564,183
当期末残高	1,697,435	1,697,435	-	2,615,417	2,615,417

個別注記表

自 2023年9月1日
至 2024年8月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物附属設備	8年～18年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、リース期間は6年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 褒賞費用引当金

採用課金形態及び閲覧課金形態の人材広告において、一定の条件を充たしたサービス利用者に対する褒賞金キャンペーンを実施しており、当該支出に備えるため将来発生見込額を計上しております。

(4) 健康ポイント引当金

当社ヘルスケア事業においては、将来の「健康ポイント」の使用による支出に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 人材サービス事業

当社人材サービス事業においては、求職者に対し求人サイトの提供等の採用に係るサービスの提供を行っております。人材サービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しています。

一時点での収益を認識する取引として、主に「GUPPY求人」が閲覧されたときの利用料

がありますが、こちらは閲覧された時点で履行義務が充足されることから、同時点において収益を認識しております。

一方、一定の期間にわたり収益を認識する取引としては主に「GUPPY新卒」の利用料金がありますが、こちらのサービスの履行義務はときの経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格について契約期間にわたり収益を認識しております。

(2) ヘルスケア事業

当社ヘルスケア事業においては、ヘルスケアアプリ「グッピー ヘルスケア」に係るサービスの提供を行っております。ヘルスケア事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しています。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式

14 株

III. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当社は以下のとおり、減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区新宿	事業用資産	ソフトウェア	31,155千円
東京都新宿区新宿	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	55,430千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社の事業で使用しているソフトウェアについて、当初に検討した事業計画において想定していた投下資金の回収が見込めなくなったことから、ソフトウェア減損損失を認識しております。

(3) グループिंगの方法

当社は、減損会計の適用にあたり、主にプロジェクト単位を基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グループングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

第24期 計算書類に係る附属明細書

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期末残高	期末減価 償却累計 額 または償 却累計額	当期償却 額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物附属設備	55,948	4,991	—	60,940	21,861	17,567	39,079
	工具、器具及び備 品	28,868	1,253	1,519	28,601	17,386	7,930	11,215
	リース資産	6,500	—	—	6,500	2,979	1,083	3,520
	有形固定資産計	91,317	6,244	1,519	96,042	42,226	26,581	53,815
無形 固定 資産	ソフトウェア	42,173	2,375	31,155 ※(31,155)			9,916	3,477
	ソフトウェア仮勘 定	29,440	28,365	57,806 ※(55,430)			—	—
	その他	52	—	—			—	52
	無形固定資産計	71,666	30,741	88,961 ※(86,586)			9,916	3,529

(注) ※当期減少額の欄の () は内数で、当期の減損損失計上額です。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	722	1,832	722	1,832
褒賞費用引当金	31,733	33,447	31,733	33,447
賞与引当金	12,961	12,793	12,961	12,793
健康ポイント引当金	8,390	27,826	23,423	12,794

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
給与手当	392,487
賞与引当金繰入額	12,793
広告宣伝費	579,301
減価償却費	26,556
貸倒引当金繰入額	1,109
システム関連費	173,192
支払手数料	272,057
その他一般管理費	487,284
販売費及び一般管理費合計	1,944,779

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

株式会社グッピーズ

代表取締役社長 石崎洋輔 殿

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

細野和寿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山崎光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、以下に掲げられている株式会社グッピーズの2023年9月1日から2024年8月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上